

議案第 1 1 号

行政機関の取扱いについて

行政機関の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

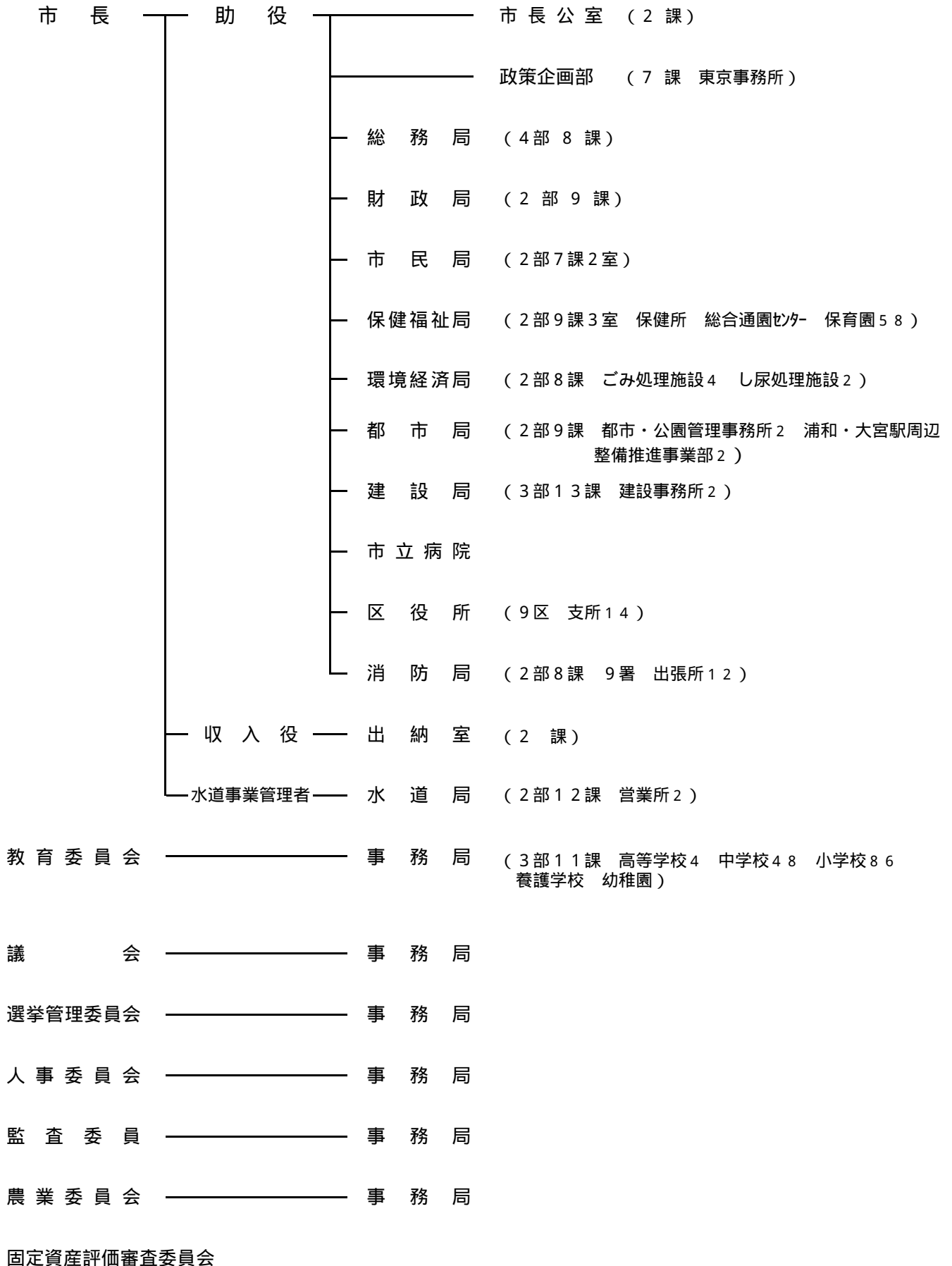
会 長 相 川 宗 一

項目	行政機関の取扱い
行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。	

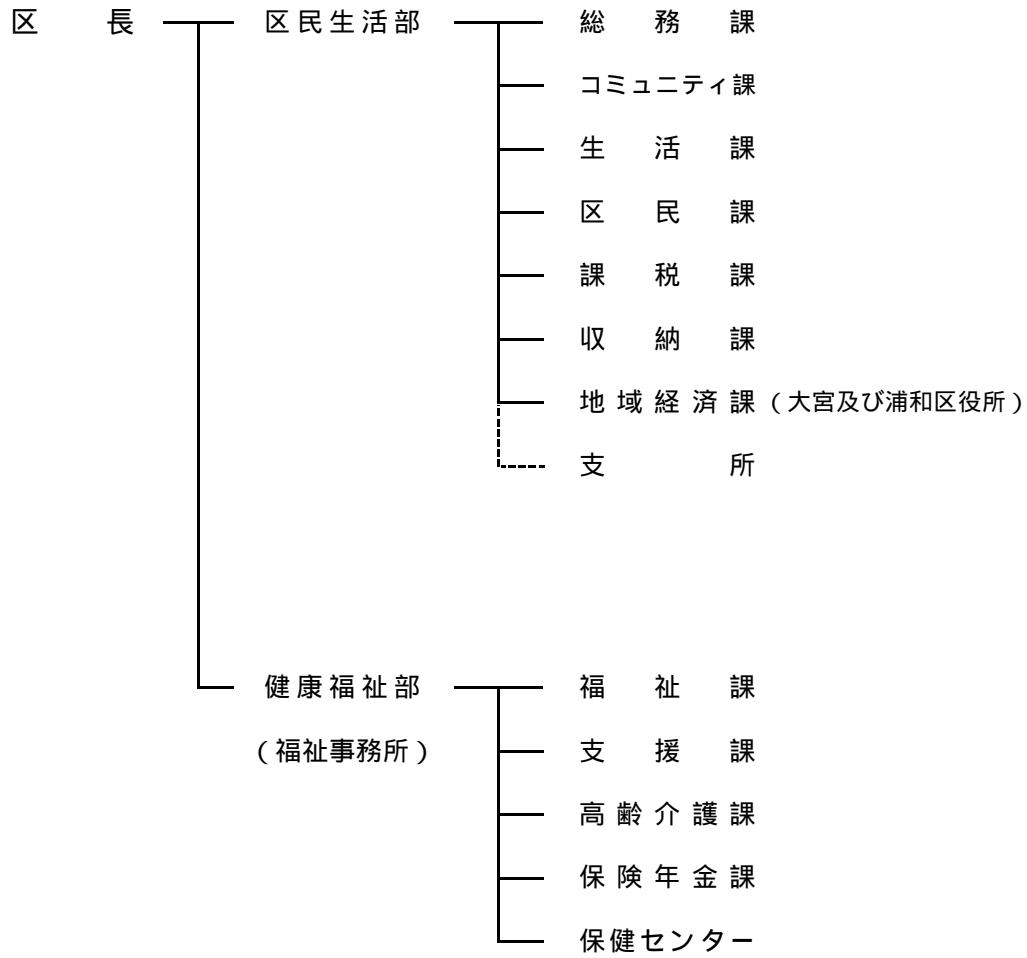
備 考		
行政機関の状況		平成 16 年 4 月 1 日現在
区分	さいたま市	岩槻市
執行機関	(本庁) 7 局 1 9 部 7 7 課 (区役所) 1 8 部 1 0 1 課	5 部 3 4 課
附属機関	7 2 機関	3 9 機関
執行機関は、市長事務部局に属するもの		

資料

さいたま市 主要組織図(平成16年4月1日現在)



さいたま市 区役所組織図(平成16年4月1日現在)



岩槻市 主要組織図(平成16年4月1日現在)

